

# 周防大島町お試し暮らし制度実施要綱

平成25年 6月 1日施行

## (目的)

第1条 この要綱は、周防大島町(以下「町」という。)に移住を検討している者を対象に、一定期間、町内の風土や日常生活の状況を実際に体験してもらうために貸し付ける住宅を整備し、移住の推進及び人口の流入を促すことを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)お試し暮らし住宅 日常生活を営むための家具、電化製品など住宅備品を備え、手軽に町での生活を体験できるよう町が貸し付ける住宅。
- (2)移住検討者 町に移住を検討している者のうち、周防大島町定住促進協議会(以下「協議会」という。)を通じて移住の検討を行なっている者。

## (お試し暮らし住宅)

第3条 お試し暮らし住宅(以下「住宅」という。)は、次のとおりとする。

住 所	建 築 年	構 造	面 積
周防大島町西屋代 1686-1	不 明	木造瓦葺平屋建	106.78 m <sup>2</sup>

## (借用申請)

第4条 住宅の借受を希望する移住検討者(以下「借受者」という。)は、「周防大島町お試し暮らし住宅借用申請書」(以下「申請書」という。)を協議会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

## (貸付許可)

第5条 会長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、「周防大島町お試し暮らし住宅貸付許可書」(以下「許可書」という。)を交付する。

## (契約)

第6条 許可書の交付を受けた借受者は、借地借家法(平成3年法律第90号。以下「法」という。)第38条に規定する契約を、別に定める「周防大島町お試し暮らし住宅定期賃貸契約書」(以下「契約書」という。)により会長と締結し、住宅を借り受けるものとする。

2 前項の規定により契約を締結した場合は、法第38条2項の規定により、契約の更新がないことを「周防大島町お試し暮らし住宅定期賃貸契約書」により行なうものとする。

## (借用期間)

第7条 住宅の賃貸期間は2週間から4週間とし、前条に規定する契約書において定める。

(住宅借用料)

第8条 住宅の借用料は次のとおりとする。

期 間	金額(光熱水費含む)	備 考
2週間	20,000円	日割りはないものとする。
3週間	30,000円	
4週間	40,000円	

- 2 借受者は前項の借用料を前納しなければならない。
- 3 第1項の借用料は、住宅借上料とし、その他生活に必要な経費については、借受者の負担とする。
- 4 第2項により納めた借用料は、これを還付しない。

(借受者の遵守事項)

第9条 借受者は、前条第1項による借用料を納めた後に、会長から当該施設の鍵を受け取り、施設を借り受けるものとする。この場合、借受者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 寝時に施錠するなど施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに会長にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取り扱いに注意するとともに、備え付けの備品を適切に取り扱うこと。
- (3) 借受者は、施設回りの除草や清掃を適宜行い、施設を適当に管理すると共に、住環境の整備をすること。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 借受者は、住宅の借用期間が満了したときは、ただちに住宅の鍵を会長に返却すること。
- (6) その他、施設の借用に関し、会長が必要と認める事項。

(禁止又は制限される行為)

第10条 借受者は、住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請、その他これに類する行為を行なうこと。
- (2) 転勤などの職務上の異動において住宅を利用すること。
- (3) 興行を行なうこと。
- (4) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (7) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) 施設の全部又は一部を転貸又は権利を譲渡すること。
- (9) その他施設の借用にふさわしくない行為をすること。

(貸付の許可の取り消し)

第11条 会長は、借受者に第9条及び前条の規定に違反する行為があったと認められたときは、第5条の規定による貸付け許可を取り消すことができる。

- 2 前項の規定に基づき貸付け許可を取り消したときは、第8条第2項により納めた借用料は、これを還付しない。

(明け渡し)

第12条 借受者は、借用期間が終了する日まで及び第11条の規定に基づき貸付け許可が解除された場合にあっては直ちに、住宅を明け渡さなければならない。この場合において借受者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状に回復しなければならない。

2 借受者は、前項の明け渡しをするときには、明け渡し日を事前に会長に通知しなければならない。

3 会長は、第1項の規定に基づき借受者が行なう原状回復の内容及び方法について借受者と協議するものとする。

(立ち入り)

第13条 会長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全、その他の住宅の管理上特に必要があるときは、借受者の承諾がなくても住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 借受者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立ち入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第14条 借受者は、故意又は過失により住宅及び設備を破壊、破損及び滅失したときは、直ちに会長に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事由により、会長が特に認めた場合は、この限りではない。

(事故免責)

第15条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、協議会はその責任を負わないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則 第3条を改訂し、令和元年6月1日より実施する。